投資信託自動継続（累積）投資約款

第１条（約款の趣旨）

この約款はお客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、別途当社が選定する投資信託受益権及び投資信託受益証券（以下「選定投資信託受益権等」といいます。）の自動継続（累積）投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、選定投資信託受益権等の取引契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第２条（申込方法）

お客様は、当社に証券総合取引口座及びその他の取引口座を開設されている場合に、当該口座においてこの約款に従った投資信託自動継続（累積）投資取引をご利用いただけます。

第３条（金銭の払込み）

お客様は、選定投資信託受益権等の買付けに必要な金銭を、銀行等からの払込み、当社の指定する投資信託委託会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権（MRF）の自動換金による払込み等により、払い込むものとします。

第４条（買付けの方法及び価格並びに取得の時期）

(1) 当社は、お客様から買付けの申込みを受けたときは選定投資信託受益権等を遅滞なく買い付けます。ただし、お客様の証券総合取引口座又はその他の取引口座における買付余力が、当該買付けに必要な金額に足りない場合、買付けは行わないものとします。買付余力は当社が定める方法に従って算出されます。

(2) 前項の買付価格は、各選定投資信託受益権等の交付目論見書に定める日の基準価額に所定の手数料及び税金を加えた金額とします。

(3) 買い付けられた選定投資信託受益権等の元本及び果実に対する権利は、買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

第５条（保管）

(1) 本契約によって取得された選定投資信託受益権等の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による管理、又は当社の保護預りにより行います。保護預りにおいては、他の寄託契約により保管する当該選定投資信託受益権等と混合して大券をもって保管します。

(2) 前項後段に定める保管方法により保管する選定投資信託受益権等については、次の各号にご同意いただいたものとして取り扱います。

① 当社は、選定投資信託受益権等の出庫の請求には応じないこと
② 寄託された選定投資信託受益権等に対し、買付額又は持分に応じて共有権又は準共有を取得すること
③ 選定投資信託受益権等の新たな寄託又は返還については他のお客様と協議を要しないこと

第６条（果実等の再投資）

(1) 前条の保管に係る選定投資信託受益権等の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、お客様の証券総合取引口座又はその他の取引口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該選定投資信託受益権等を買い付けます。なお、この場合の買付手数料は無料とします。
(2) 前項にかかわらず、当社所定の手続きを行った場合、果実の再投資を停止し、お客様の証券総合取引口座又はその他取引口座に繰り入れることができるものとします。

第７条（換金）

お客様は、この約款に基づき買い付けた選定投資信託受益権等について、当社を通じて換金の請求をすることができます。この場合、当社は請求に係る選定投資信託受益権等につき解約又は買取請求のうえ、その代金をお支払いたします。解約代金又は買取価格は、各選定投資信託受益権等の交付目論見書により請求時点に適用される日の基準価額に従って計算されるものとします。

第８条（解約）

(1) 本契約は次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。
① お客様が当社所定の手続により解約を申し出た場合
② 当社の証券総合取引口座やその他の取引口座が解約された場合
③ 選定投資信託受益権等が償還された場合（この場合は当該選定投資信託受益権等に限る）
④ 当社が自動継続（累積）投資業務を営むことができなくなった場合
⑤ 第９条第３項に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合
⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合
(2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて該当する選定投資信託受益権等を換金し代金をお支払いたします。

第９条（その他）

(1) 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

(3) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

（2021 年 11 月 22 日）